

(設置)

第1条 明治学院大学(以下「本学」という。)に A I ・データサイエンス教育実施委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は本学における全学生を対象とした A I ・データサイエンス教育の推進に関する重要な事項を審議することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は次の委員をもって構成し、学長が指名した副学長(以下「担当副学長」という。)が委員長となる。

- (1) 担当副学長
- (2) 明治学院共通科目教育機構諸領域教育部会長
- (3) 教務部長
- (4) 専門的知見を持った教員
- (5) A I ・データサイエンス教育プログラムの科目担当教員
- (6) 情報数理学部教員

2 前項第4号、第5号および第6号については若干名とする。

3 委員長は、必要に応じて構成員の他に陪席者をおくことができる。

4 委員長は、委員会を招集して議長となる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 明治学院共通科目における A I ・データサイエンス教育プログラム(以下「本プログラム」という。)の科目運営に関する計画立案
- (2) 本プログラムに関する点検・評価に関する事項
- (3) その他、 A I ・データサイエンス教育に関する重要な事項

(事務)

第5条 委員会に関わる業務は、学長室企画課の所管とする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

1 この規程は、2023年6月1日から施行する。

2 この規程は、2024年4月1日から施行する。(第3条第1項第6号の追加および第3条第2項の変更、総合企画室の学長室への統合による第5条の変更)